

# 【福祉施設歳末たすけあい事業への助成】

## 1.助成の目的

「福祉施設歳末たすけあい事業」は、地域住民やボランティア、民生児童委員等との協働により、歳末時期（11月中旬～1月）に施設が実施する福祉事業に対し、共同募金の歳末たすけあい募金配分金を財源として助成を行うものです。

この助成金を活用し、地域住民との交流の機会として、また地域福祉を考えるために必要な支援を行うことを目的とします。

## 2.助成

### ①実施の期間

11月中旬から1月31日

### ②助成金額

事業費総額の3分の2以内で20万円を限度

※事業予算の関係で、多くの施設から申請があった場合は、助成額を調整させていただく場合があります。

### ③助成申請

別紙助成申請書を10月末日までに西区社会福祉協議会あて提出してください。（締切厳守）

※申請書を提出の際は案内文書、プログラム等を添付してください。

（申請時に添付できない場合は後日追ってご提出ください。）

### ④助成の流れ

申請書提出後、社会福祉協議会で審査し、助成金交付決定の有無を通知します。助成金交付決定通知を受けて事業を実施していただき、報告書提出後に助成金を交付いたします。

※報告書を提出の際には必ず領収書の添付（写しでも可）が必要です。

## 3.事業実施の範囲・対象

### ①実施主体

福祉施設。ただし公の施設、企業（株式会社、有限会社等）を除く。

### ②実施範囲

施設を中心とする近隣の自治会・町内会、または、小学校区程度の範囲を原則とする。

### ③対象者

施設入所者・通所者、地域自治会、福祉団体等とし、必ず地域住民の参加を含める。

### ④対象経費

会場費、機材等賃借料、広報費、ボランティア行事用保険料、講師謝礼（上限2万円）、茶菓代、食材費（概ね1人当たり500円以内とし、酒類は認めない）

※報告時に領収証の添付がない場合、また貴施設で作成した領収証については、助成の対象外とさせていただきます。

#### ⑤助成の条件

- (1) 事業を進める際は、区社協、民生・児童委員協議会やボランティア団体などの地域の関係機関・団体と密接な連携を図り、地域住民の理解と協力が得られるように努めるとともに、広報を周知徹底し、ボランティアや地域住民が参加しやすい事業に組み立てること。
- (2) 事業実施にあたり、案内文または町内回覧文書などに、西区社会福祉協議会の歳末たすけあい事業であることを明記するとともに、会場内に表示すること。
- (3) ボランティア行事用保険等、参加者の事故等を補償する損害保険に必ず加入すること。  
(ボランティア行事用保険は西区社会福祉協議会で加入できます。)

#### 4.助成の対象となる事業メニュー（例）

- ・ 施設入所者・通所者と地域住民の参加による「福祉のつどい」「福祉懇談会」の開催など  
お楽しみ会・映画上映・講演会・餅つき大会・クリスマス会等
- ・ 給食サービスの実施  
会食会